

智頭町総合事業と介護保険制度の運用について

1. 基本チェックリスト及び要介護・要支援認定申請の取り扱いについて

基本チェックリスト及び要介護・要支援認定申請を行うパターンは以下のとおりです。

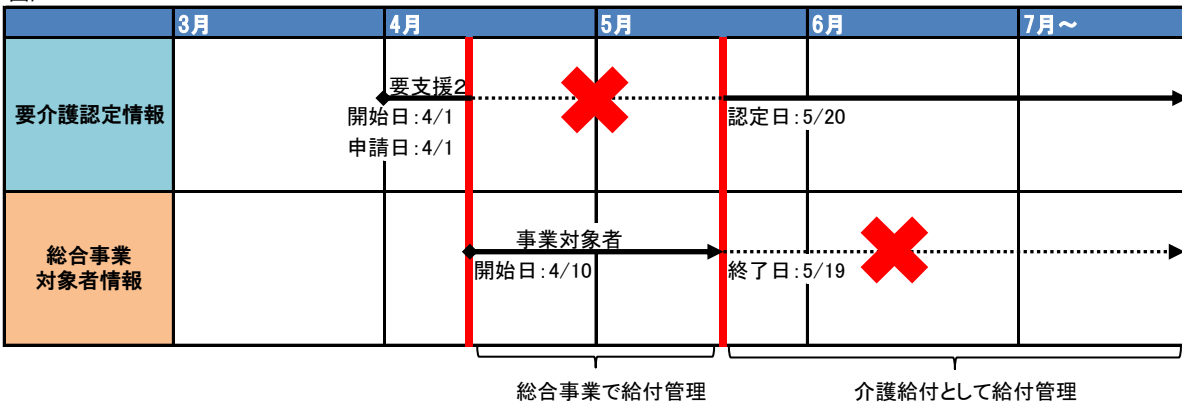
- ①基本チェックリストの実施と同時に要介護・要支援認定申請を行う
- ②基本チェックリストを実施し、サービス事業を利用している途中に要介護・要支援申請を行う
- ③要介護・要支援認定申請を行った後、基本チェックリストを実施し事業対象者としてサービス事業を利用する

ただし、③については当面の間運用しないものとします。

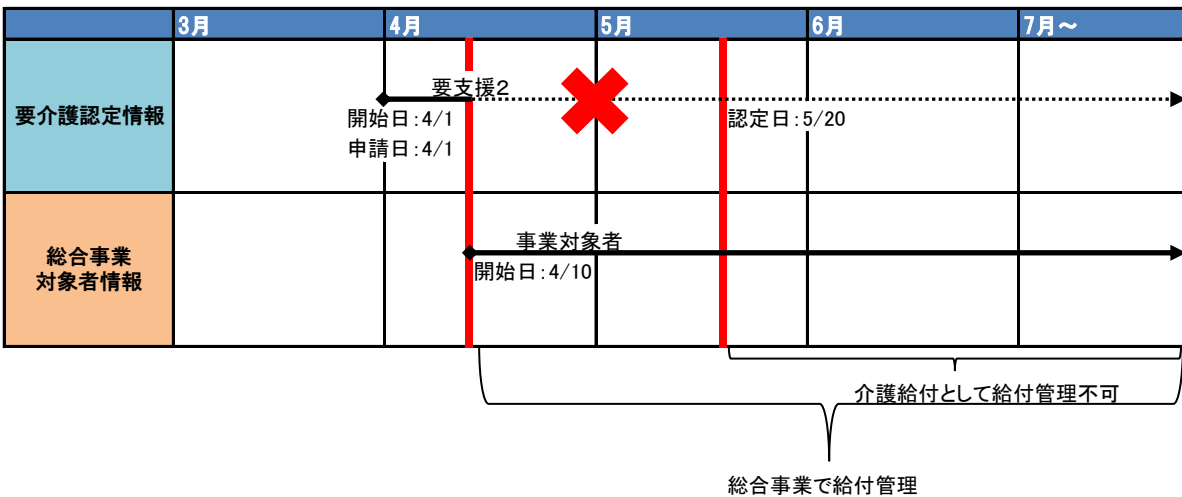
※下図のように、要介護・要支援者が事業対象者に変更されたものとみなされ、給付管理及び給付費の請求が適切に行われなくなるためです。

したがって、要介護・要支援申請後、急きょサービス利用が必要となった場合は、暫定プランを作成の上、利用を開始してください。

図)



本来は上記のように被保険者情報を管理しないといけないが、下記のようにみなされ、要介護・要支援認定情報が適正に管理できない事象が生じる



智頭町総合事業と介護保険制度の運用について

2. 事業対象者が要介護・要支援認定申請を行う場合の請求について

事業対象者が要介護・要支援申請を行う場合、これまでと同様、認定結果が出るまでサービス費用を請求することはできません。サービス費用は、介護度が確定した後に月遅れで請求を行ってください。

例1) 4/1からサービスを利用する事業対象者が、5/1に要支援申請を行い、6/5に要支援2の認定結果が出た場合

(5/1から訪問型サービスに加え、福祉用具を利用したい方の場合)

- ・申請時に暫定の介護予防サービス計画を作成し、総合事業の訪問型サービスと予防給付の福祉用具を利用することになります。
- ・5月分のサービス費の請求は、認定結果が出た翌月以降に月遅れで請求することになります。

	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報			要支援2 開始日: 5/1 申請日: 5/1	認定日: 6/5	
総合事業対象者情報		事業対象者 開始日: 4/1	終了日: 4/30		
ケアマネジメント	①基本チェックリスト実施 ②プラン作成		③暫定プラン作成 ④4月分請求		⑤5,6月分請求

※注) 例1で認定結果が要介護1となった場合

- ・手引きP28のとおり、申請日から結果が出るまでの間、要介護者として取り扱うか事業対象者として取り扱うかを選択することになります。
- ※事業対象者でもあり、要介護者でもあるという取り扱いはできません。

	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報			要介護1 開始日: 5/1 申請日: 5/1	認定日: 6/5	
総合事業対象者情報		事業対象者 開始日: 4/1		終了日: 6/4	
ケアマネジメント	①基本チェックリスト実施 ②プラン作成		③暫定プラン作成 ④4月分請求		⑤5,6月分請求

総合事業で給付管理 総合事業か介護給付か選択 介護給付として給付管理

智頭町総合事業と介護保険制度の運用について

例2) 4/1からサービスを利用する事業対象者が、5/1に要介護申請を行い、6/5に要介護1の認定結果が出た場合
 (5/1から訪問介護と福祉用具を利用に移行したい方の場合)

- ・申請時に暫定の居宅サービス計画を作成し、介護給付の訪問介護と福祉用具を利用することになります。
- ・5月分のサービス費の請求は、認定結果が出た翌月以降に月遅れで請求することになります。

	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報			要介護1 開始日: 5/1 申請日: 5/1	認定日: 6/5	
総合事業対象者情報		事業対象者 開始日: 4/1	終了日: 4/30		
ケアマネジメント	①基本チェックリスト実施 ②プラン作成		③暫定プラン作成 ④4月分請求		⑤5,6月分請求

※注) 例2で認定結果が要支援2となった場合

- ・申請日から認定日の前日までの間、要支援者として取り扱うことで、予防給付の福祉用具の給付は可能ですが、介護給付の訪問介護費が自己負担となります。
- ※P19「総合事業を継続できる」取り扱いは、提供されたサービスが訪問介護であるため適用することができません。

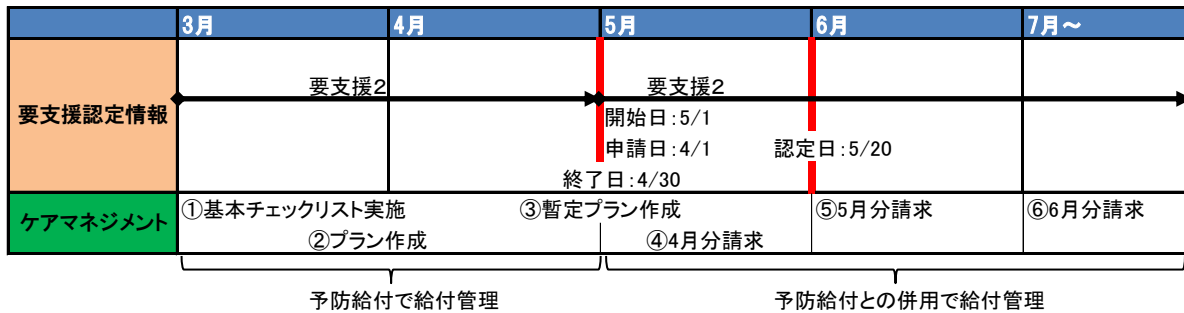
	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報			要支援2 開始日: 5/1 申請日: 5/1	認定日: 6/5	
総合事業対象者情報		事業対象者 開始日: 4/1	終了日: 6/4		
ケアマネジメント	①基本チェックリスト実施 ②プラン作成		③暫定プラン作成 ④4月分請求		⑤5,6月分請求

総合事業で給付管理
予防給付で給付管理
予防給付との併用で給付管理

智頭町総合事業と介護保険制度の運用について

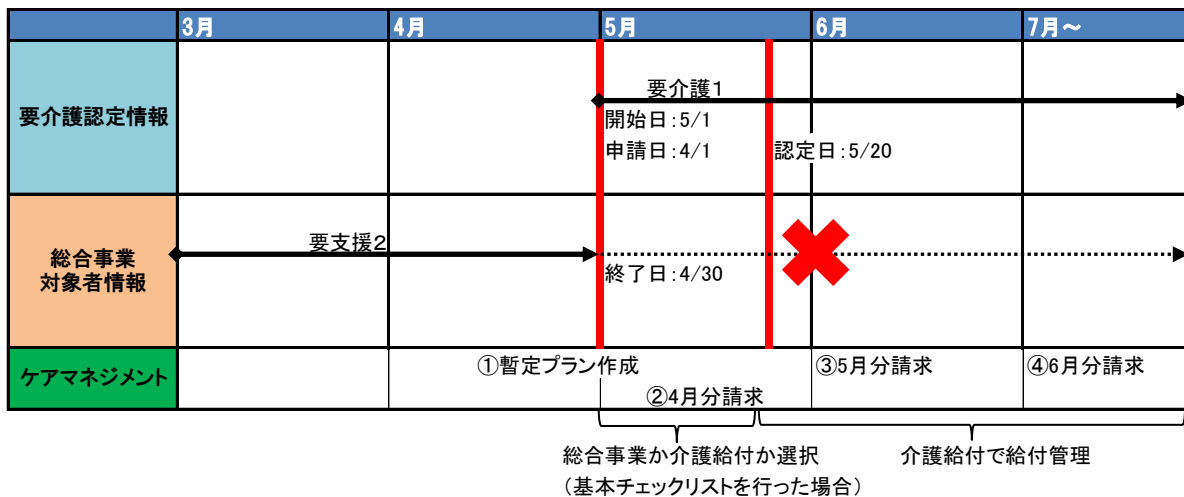
例3) 認定の有効期間が4/30の要支援者が、更新申請を行ったが認定結果が有効期間終了日以降に出ることが見込まれる場合
(5/1から訪問型サービスに加え、福祉用具を利用したい方の場合)

・5/1までに暫定の介護予防サービス計画を作成し、総合事業の訪問型サービスと予防給付の福祉用具の利用を開始することになります。



※注) 例3で認定結果が要介護1となった場合

- ・申請日から認定日前日までの間、要介護者として取り扱うことで、介護給付の福祉用具の給付は可能ですが、総合事業の訪問型サービス費が自己負担となります。
- ・仮に、事前に基本チェックリストを行い事業対象者になっていれば、認定結果が出るまでは総合事業を継続できるため、総合事業の訪問型サービスの給付を行うことができます。ただし、その場合介護給付の福祉用具は自己負担となります。



智頭町総合事業と介護保険制度の運用について

例4) 4/1から総合事業のサービスを利用する事業対象者が、4/1に要支援申請を行い、6/5に要支援2の認定結果が出た場合
 (4/1から訪問型サービスと福祉用具を利用したい方の場合)

- ・申請時に暫定の介護予防サービス計画を作成し、総合事業の訪問型サービスと予防給付の福祉用具の利用を開始することになります。
- ・4.5月分のサービス費の請求は、認定結果が出た翌月以降に月遅れで請求することになります。

	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報		要支援2 開始日: 4/1 申請日: 4/1		認定日: 6/5	
総合事業 対象者情報			✖		
ケアマネジメント		①基本チェックリスト実施 ②暫定プラン作成			③4.5.6月分請求

予防給付との併用で給付管理

※注) 例4で認定結果が非該当となった場合

- ・認定結果が出るまでは総合事業を継続できるため、総合事業の訪問型サービスの給付を行うことができます。
- ・申請日から認定結果が出た日の前日までの介護給付の福祉用具は自己負担となります。

	3月	4月	5月	6月	7月～
要介護認定情報		開始日: 4/1 申請日: 4/1		認定日: 6/5	
総合事業 対象者情報		事業対象者	✖		
ケアマネジメント		①基本チェックリスト実施 ②暫定プラン作成			③4.5.6月分請求

総合事業で給付管理